

東海学生卓球連盟規約

第1章 総則

- 第1条 本連盟は東海学生卓球連盟（TOKAI STUDENTS TABLE TENNIS FEDERATION）と称し、学生球技団体において卓球界を代表する。
- 第2条 本連盟は東海地区（愛知県・三重県・岐阜県・静岡県）における各加盟大学卓球部をもって組織し、学生卓球人相互の親睦と団結を図り、運動精神に則って広く東海学生に卓球競技の普及を図り、その発展に寄与するものである。
- 第3条 本連盟の事務所を愛知県に置く。
- 第4条 本連盟は第2条の目的を遂行するため下記の事業を行う。
- 1項 東海学生卓球選手権大会
 - 2項 東海学生卓球春季・秋季リーグ戦
 - 3項 東海学生卓球新人大会
 - 4項 東海学生卓球チャレンジカップ
 - 5項 東海学生卓球各部別大会
 - 6項 後藤杯争奪東海学生卓球チャンピオン大会
 - 7項 一般社団法人日本学生卓球連盟主催大会およびオール西日本大学卓球選手権大会の東海地区予選
 - 8項 対関西学生対抗卓球大会
 - 9項 実学高争覇戦（愛知県卓球協会と共催）
 - 10項 東海学生卓球ランキングの作成と発表
 - 11項 公認審判員資格取得講習会
 - 12項 東海学生卓球強化リーグ戦兼講習会
 - 13項 記録の保存およびウェブサイトでの公表
 - 14項 その他目的遂行のため必要な事業

第2章 構成

- 第5条 本連盟は一般社団法人日本学生卓球連盟（以下「日学連」と称す）の組織に入る。
- 第6条 加盟校は、毎年4月末日までに登録申請書を本連盟に提出し、選手登録費を納入しなければならない。
- 第7条 学校教育法に基づく大学、短期大学、専門学校の卓球部は、すべて本連盟に加盟する資格を有する。（但し、大学院及び通信教育の学生は除くものとする。）

第3章 役員

- 第8条 本連盟に次の役員を置く。
最高顧問（1名）、名誉会長（1名）、名誉副会長（若干名）、会長（1名）、副会長（若干名）、理事長（1名）、副理事長（若干名）、理事（若干名）、顧問（若干名）、参与（若干名）、強化委員長（1名）、強化委員（若干名）、審判委員長（1名）、審判委員（若干名）、幹事長（1名）、副幹事長（若干名）、会計（1名）、書記（1名）、幹事（若干名）、技術員（男女各6名）、評議員（各校男女1名ずつ）
- 第9条 役員の仕事は次の通りである。
- 1項 最高顧問、名誉会長、名誉副会長は理事会に出席して意見を述べることができる。

- 2項 会長は本連盟の代表者として、本連盟の運営ならびに本連盟主催の大会を総括する。
 - 3項 副会長は会長を補佐し、会長事故ある場合はその代理をする。
 - 4項 理事長は本連盟の理事を代表し理事会を総括する。
 - 5項 副理事長は理事長を補佐する。
 - 6項 理事は幹事会の審議、執行を円滑ならしめるために必要事項の諮問をうける。
 - 7項 強化委員長は本連盟の強化委員会を代表し強化事業の運営を総括する。
 - 8項 強化委員は強化事業の執行を円滑ならしめるために必要事項の諮問をうける。
 - 9項 審判委員長は本連盟の審判委員会を代表し審判事業の運営を総括する。
 - 10項 審判委員は審判事業の執行を円滑ならしめるために必要事項の諮問をうける。
 - 11項 顧問、参与は会長が必要と認める事項についてその諮問に応じ意見を述べるることができる。なお、理事会に出席して意見を述べるができる。
 - 12項 評議員は評議員会を構成する。
 - 13項 幹事長は本連盟の幹事会を代表し、本連盟の運営に関する諸般の事務を管理する。
 - 14項 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長の事故あるときにはその職務を代行する。
 - 15項 幹事は幹事会を構成し、本連盟の運営に関する諸般の事務を行う。
 - 16項 会計は本連盟の会計事務を分掌する。
 - 17項 書記は本連盟の事務を分掌する。
 - 18項 技術員は技術委員会を構成する。
- 第10条 役員の推薦または委嘱は次の通りである。
- 1項 最高顧問、名誉会長、名誉副会長、会長は理事会の推薦により本連盟で推挙する。
 - 2項 副会長は、理事会の推薦により本連盟を経て会長が委託する。
 - 3項 理事長及び副理事長は理事の互選による。
 - 4項 強化委員長は役員の互選による。
 - 5項 強化委員は役員の中より強化委員長が任命する。
 - 6項 審判委員長は役員の互選による。
 - 7項 審判委員は役員の中より審判委員長が任命する。
 - 8項 幹事長、副幹事長は幹事の推薦により理事会で決定する。
 - 9項 理事は理事会の推挙により会長が委嘱する。
 - 10項 顧問、参与は理事会の推薦により会長が委嘱する。
 - 11項 評議員は男女各校より選出し、理事会及び幹事会で決定する。
 - 12項 幹事は理事会及び幹事長の推薦により会長が委嘱する。
 - 13項 会計及び書記は幹事の中より幹事長が任命する。
 - 14項 技術員は男女各1部校より選出し、理事会及び幹事会で決定する。
- 第11条 役員の任期は次の通りである。
- 1項 最高顧問、名誉会長、名誉副会長、顧問、参与の任期は特に定めない。
 - 2項 会長、副会長、理事長、副理事長、理事、強化委員長、強化委員、審判委員長、審判委員の任期は2年とする。
 - 3項 幹事長、副幹事長、会計、書記、幹事、技術員、評議員は1年とする。
 - 4項 役員改選は任期満了毎に行う。尚、留任は妨げない。
- 第12条 役員に欠員を生じた場合は、直ちに所定の手続きに従って後任を決めるが任期は残存期間とする。
- 第13条 現役学生役員は、その所属する学校が本連盟を脱退した時および本人が所属する学校の卓球部の籍を失った時は資格を失う。
- 第14条 前年度の秋季リーグ戦において一部校の大学及び幹事会が指名する大学は、本連盟幹事を1名以上選任する。

第4章 機関

第15条 本連盟の機関は下記の通りである。

1項 理事会

本連盟の諮問機関で、必要に応じ会長がこれを招集し、理事長がこれを運営する。

2項 評議員会

1号 本連盟の最高議決機関とし、会長がこれを招集する。

2号 毎年一回定例総会を開催して下記事項を議決する。

(イ) 事業報告

(ロ) 収支決算報告

(ハ) 事業計画および予算

(ニ) 役員を選任

(ホ) その他の重要事項

3項 幹事会

本連盟の執行機関であり、評議員会の決議にしたがって運営にあたる。

4項 技術委員会

本連盟の技術計画の執行機関で、理事長・幹事長・技術員をもって構成し、理事長がこれを招集する。

5項 強化委員会

本連盟の強化計画の執行機関で、強化委員長、強化委員をもって構成し、強化委員長がこれを招集する。

6項 審判委員会

本連盟の審判計画の執行機関で、審判委員長、審判委員をもって構成し、審判委員長がこれを招集する。

第16条 各会議は構成員の1/3以上の要求があった場合及び会長が特に必要と認めた場合には会議の目的を明示し臨時に召集することができる。

第17条 各会議は構成員の過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数を必要とする。但し、正常な通告をし欠席した者は議長に白紙委任状を提出したものとみなす。

第5章 競技出場資格

第18条 本連盟登録選手は、規約第7条に定める加盟有資格校の学生とし、当該年度の4月1日現在で28歳未満の者に限る。登録期間は通常履修年限とする。但し、次の各項に該当する登録選手は、日学連及び本連盟の主催する競技に出場する資格を失う。

1項 日学連及び本連盟の所定費用を納入していない場合。

2項 停学謹慎中の者、及び休学中の者はその期間中。

第19条 登録校を変更した者の登録期間は、変更後の登録校の通常履修年限から変更前に既に登録した年数を引いた年数とする。変更前に既に登録した年数が、変更後の登録校の通常履修年限と同じ、又は超える場合、登録できない。

第20条 外国籍選手の登録等については、日学連内規第4条に準ずる。

第21条 上記以外の特例が生じた場合は、理事会の合意を得て幹事会においてその処置を決定する。

登録校変更前 登録実績年数	変更先	登録校変更後 通常履修年限	再登録可能期間
0	短期大学 (2年制)	2	2
1			1
2～6			再登録不可
0	大学 (4年制)	4	4
1			3
2			2
3			1
4～6			再登録不可
0	医科歯科薬科大学 (6年制)	6	6
1			5
2			4
3			3
4			2
5			1
6			再登録不可
0	その他 (専門学校など)	1	1
1～6			再登録不可

第6章 会計

- 第22条 本連盟の会計年度は4月1日から3月31日とする。
- 第23条 本連盟の経費は選手登録費およびその他の収入をもって充当する。
- 第24条 選手登録費は毎年度評議員会で決定する。
- 第25条 上記による一旦納入した会費は一切返済しない。
- 第26条 会計は理事会の監査承認を得て評議員会に報告しなければならない。

第7章 賞罰

- 第27条 本連盟登録選手（学校）で抜群の成績を収めた者（学校）及び後進の指導に不滅の功績を残した者、ならびに本連盟の役員で目的達成のため、著しく貢献した者に対しては、幹事会の審議により理事会の承認を得て会長は功労賞を贈る。
- 第28条 加盟校が本連盟に類似する団体を組織し、あるいは本連盟の承認なく他の団体に加盟した場合、理事会の審議により評議委員会の承認・決議を得て除籍する。
- 第29条 加盟校及び登録選手で本連盟の対面を汚し、義務を怠りその他連盟の規約及び目的に反する行為のあった場合は幹事会で適当な処置を講ずる。
- 第30条 本連盟の罰則を適用させる加盟校および登録選手に対して、次の場合には赦免することがある。
- 1項 その行為が禁止行為であることを知らなかった場合。
 - 2項 錯誤によって行われた場合。

第8章 慶弔

第31条 本連盟の役員が以下に該当するときは、次の慶弔金を贈る。

1項 卓球競技に関して叙勲、褒章、文部科学大臣賞を受賞したとき 50,000円

2項 死亡したとき 10,000円

第32条 前条に加え、会長および理事長が必要と認めた場合には、祝電または弔電を打電し、供花等を贈る。

第33条 前2条の対象となる役員は、最高顧問、名誉会長、名誉副会長、会長、副会長、理事長、副理事長、理事、顧問、参与、幹事長、副幹事長、会計、書記、幹事とする。

第9章 規約改正

第34条 本連盟の規約改正は幹事会で審議し、理事会の諮問を受け、評議員会で2/3以上の承認を得なければならない。

第10章 附則

第35条 本連盟の役員加盟校及び登録選手は本連盟の承認を得て本連盟以外の団体の主催する競技会に参加することができる。

第36条 本規約とは別に事業施行細則を設ける。

第37条 本規約は2022年4月1日よりこれを改正する。

東海学生卓球連盟事業施行細則

第1章 東海学生卓球新人大会

第1条 出場資格

- 1項 本連盟登録選手に限る。申込み後の選手変更は認めない。なお、他校選手とダブルスを組むことはできない。
- 2項
 - ・過去の新人戦の優勝者（単複共）は出場できない。
 - ・過去の全日本大学総合（個人の部）と東海学生卓球ランキング保持者（単）は全ての種目で出場できない。
 - ・過去の全日本大学総合（個人の部）と東海学生卓球ランキング保持者（複）は保持者同士の組合せでの出場はできない。
 - ・過去の全日本大学総合（個人の部）と東海学生卓球ランキング保持者（複）とランキング保持者以外の組合せによる出場は出来るものとする。
 - ・ただし、選手権大会の日程が新人大会より前日程で行われる場合は、新規登録者は、当該年度の東海学生ランキング保持者となっても参加できるものとする。

第2条 ルール

現行の日本卓球ルールを用いる。ただし、タイムアウト制度は採用しない。

第3条 シード会議

シード会議は幹事長と技術員及び幹事長の指名する幹事で構成され、幹事長がこれを招集し総括する。なお、理事が1名以上必ず出席する。

シード決定における優先順位は以下の通りとする。

1. 新規登録者の高等学校時（①全日本②インターハイ③国体）の結果
2. 一般登録者の前年度東海学連主催大会の結果

第2章 東海学生卓球春季・秋季リーグ戦

第4条 出場資格

- 1項 本連盟登録選手に限る。
- 2項 加盟大学男女各1チームとし、1チームは監督1名、コーチ1名、主務1名、主将を含む男子6名以上10名以下、女子5名以上10名以下の選手からなる。なお、主務は選手と兼ねることが出来る。
- 3項 外国人登録選手の出場登録は2名までとし、出場はそのうち1名の単複いずれか1回に限る。
- 4項 監督、コーチ、主務の変更は定められた文書の提出をもって許可を受けなければならない。

第5条 ルール

- 1項 現行の日本卓球ルールを用いる。ただし、タイムアウト制度は採用しない。
- 2項 同チーム内の選手は、上下同一のユニホームを着用しなければならない。
- 3項 審判は相互審判とする。

第6条 試合形式

- 1項 1部6チームのリーグ団体戦とする。最下部は参加数によってチーム数を変える。
- 2項 男子1複6単でダブルスは4番とし、1～3番の内の2名でダブルスを組むことは出来ない。女子2複5単でダブルスは3番と5番とする。男女とも1試合につきシングルス、ダブルスそれぞれ1回ずつしか出場できない。

第7条 順位決定

- 1項 勝校2点、負校1点、不戦負0点とし、各部試合得点が高い順に順位を決定する。
- 2項 同得点校が2校以上あった場合、日本卓球ルールの規定に従う。
- 3項 順位決定後、上位部最下位校と下部優勝校により入替戦を行う。

第8条 オーダー

- 1項 オーダーは試合開始30分前までまたは直前の試合が終了してからすぐに提出しなければならない。
- 2項 本部へ提出されたものを正とする。参加登録のない選手を出場させる等著しく誤ったオーダーを交換した場合、該当チームを失格としその試合における試合得点を0とする。失格か否かの判断はその大会の大会委員長、審判長に委ねる。
- 3項 オーダーされた選手が試合開始までにコートにそろわない場合、当該チームを失格としその試合の試合得点を0とする。なお、やむを得ない理由があり、審判長並びに相手校監督の了承を得た場合はこの限りではない。

第9条 表彰

- 1項 男女1部優勝校より、優勝に最も貢献した者各1名ずつに最優秀選手賞を与える。
- 2項 男女1部上位校より、勝星の成績が優れており、全選手の模範となるプレー及びマナーの者各1名ずつに殊勲賞を与える。
- 3項 男女1部校の新規登録選手の中で、成績が優秀な者各1名ずつに新人賞を与える。(春季リーグ戦のみ)
- 4項 男女2部優勝校より、優勝に最も貢献した者各1名ずつに敢闘賞を与える。
- 5項 該当選手選考は技術委員会に委託する。

第10条 春季リーグ戦は全日本大学総合卓球選手権大会（団体の部）の予選を兼ねる。

第3章 東海学生卓球選手権大会

第11条 出場資格

本連盟登録選手に限る。申込み後の選手変更は認めない。なお、他校選手とダブルスを組むことはできない。

第12条 ルール

現行の日本卓球ルールを用いる。ただし、タイムアウト制度は採用しない。

第13条 シード会議

- 1項 シード会議は幹事長と技術員及び幹事長の指名する幹事で構成され、幹事長がこれを招集し総括する。なお、理事が1名以上必ず出席する。
- 2項 シード順は昨年度の当該種目において保持しているランキンググループ（1位・2位・ベスト4・ベスト8・ベスト16）を確保しなければならない。各ランキンググループ内で抽選によりシードを決定する。シード決定後、そのランキンググループ内において同大学の対戦がある場合は、調整するものとする。また、ダブルスにおいて、ペア変更によって両者の内の一方、または両方がダブルスランキングを保持している場合でも参考資料にとどめるものとする。
次いで以下のシード決定における優先順位に基づくものとする。
 1. シード会議の1週間前の世界ランキング300位以内保持者
 2. 前年度の全日本選手権ランキング保持者
 3. 前年度の全日本大学総合（個人の部）ランキング保持者
 4. 前年度の全日本学生選抜ベスト16以上の者
 5. 新規登録者の高等学校3年時（①全日本②インターハイ③国体）の結果

6. 前年度の全日本大学総合（個人の部）東海予選通過者
7. 当年度の東海学生新人大会ベスト4以上の者
8. 過去の東海学生ランキング保持者
- 第14条 東海学生ランキング選考は東海学生卓球連盟規約第4章第15条4項の規定により技術委員会に委嘱され、男女シングルスは16位まで、男女ダブルスは8位まで、以下の通り決定する。
- 1項 1位は優勝者（組）、2位は準優勝者（組）とする。
2項 3・4位、5～8位、9～16位は、それぞれランキンググループベスト4、ベスト8、ベスト16の者（組）から以下の優先順位に基づき決定する。
1. 敗者となった試合におけるゲームの得失比率
2. 敗者となった試合におけるポイントの得失比率
3. 東海学生卓球連盟事業施行細則第3章第13条2項に定めるシード決定における優先順位
- 第15条 本大会は対関西学生対抗卓球大会の代表選手選考会を兼ね、代表選手は強化委員会および幹事会で決定する。

第4章 東海学生卓球チャレンジカップ

- 第16条 出場資格
- 1項 本連盟登録選手に限る。申込み後の選手変更は認めない。なお、他校選手とダブルスを組むことはできない。
2項 当該年度東海学生選手権シングルスランキング保持者は出場できない。
- 第17条 ルール
現行の日本卓球ルールを用いる。ただし、タイムアウト制度は採用しない。

第5章 全日本大学総合卓球選手権大会（個人の部）東海地区予選

- 第18条 出場資格
本連盟登録選手に限る。申込み後の選手変更は認めない。なお、他校選手とダブルスを組むことはできない。
- 第19条 ルール
現行の日本卓球ルールを用いる。ただし、タイムアウト制度は採用しない。
- 第20条 シード会議
シード会議は幹事長と技術員及び幹事長の指名する幹事で構成され、幹事長がこれを招集し総括する。なお、理事が1名以上必ず出席する。
シード決定における優先順位は以下の通りとする。
1. シード会議の1週間前の世界ランキング300位以内保持者
2. 前年度の全日本選手権ランキング保持者
3. 当年度の東海学生ランキング保持者
4. 前年度の全日本大学総合（個人の部）東海予選通過者
5. 当年度の東海学生新人大会ベスト4以上の者
6. 過去の東海学生ランキング保持者
- 第21条 無条件出場
以下の者（組）は地区予選に出場せず無条件で全日本大学総合（個人の部）に出場できる。

1. (日学連推薦) 日学連が規定する無条件出場に該当する者(組)
2. (東海学連推薦1) 当該年度東海学生卓球新人大会男女シングルス優勝者
3. (東海学連推薦2) 当該年度東海学生卓球選手権大会の各種目ランキングの内、前項1、2に該当する、または、全日本大学総合(個人の部)に出場する資格または意思を持たない者(組)を除き、シングルス上位4名、ダブルス上位1組。

第6章 東海学生卓球各部別大会

第22条 出場資格

- 1項 本連盟登録選手に限る。申込み後の選手変更は認めない。なお、他校選手とダブルスを組むことはできない。
- 2項 当該年度東海学生選手権シングルスランキング保持者は出場できない。

第23条 ルール

現行の日本卓球ルールを用いる。ただし、タイムアウト制度は採用しない。

第7章 後藤杯争奪東海学生卓球チャンピオン大会

第24条 出場資格

- 1項 本連盟登録選手に限る。申込み後の選手変更は認めない。
- 2項 各大学から複数のチームが出場できる。1チームは監督1名、主将を含む4名以上7名以下の選手からなる。
- 3項 登録選手が3名以下である等、幹事会が特別に認めた場合に限り、他校選手とチームを組むことが出来る。
- 4項 外国人登録選手の出場登録は2名までとし、出場はそのうち1名の単複いずれか1回に限る。
- 5項 監督の変更は定められた文書の提出をもって許可を受けなければならない。

第25条 ルール

- 1項 現行の日本卓球ルールを用いる。ただし、タイムアウト制度は採用しない。
- 2項 同チーム内の選手は、上は同一、下は同系色のユニホームを着用しなければならない。
- 3項 審判は相互審判とする。

第26条 試合形式

- 1項 3または4チーム編成の予選リーグを行い、上位チームが決勝トーナメントに進出する。決勝トーナメントに進出するチーム数及び敗者復活戦を行うかは参加出場チーム数により年度毎に決定する。
- 2項 予選リーグ、決勝トーナメント組合せは抽選により決定する。
- 3項 男女とも1複4単で3番をダブルスとし、1・2番の2人名でダブルスを組むことは出来ない。また、1試合につきシングルス、ダブルスそれぞれ1回ずつしか出場できない。

第27条 予選リーグ順位決定

- 1項 勝校2点、負校1点、不戦負0点とし、各リーグ試合得点が高い順に順位を決定する。
- 2項 同得点校が2校以上あった場合、日本卓球ルールの規定に従う。

第28条 オーダー

- 1項 オーダーは試合開始30分前までに提出しなければならない。
- 2項 本部へ提出されたものを正とする。参加登録のない選手を出場させる等著しく誤ったオーダーを交換した場合、該当チームを失格としその試合における試合得点を0とする。失格か否かの判断はその大会の大会委員長、審判長に委ねる。

- 3項 オーダーされた選手が試合開始までにコートにそろわない場合、当該チームを失格としその試合の試合得点を0とする。なお、やむを得ない理由があり、審判長並びに相手校監督の了承を得た場合はこの限りではない。

第8章 オール西日本大学卓球選手権大会（個人の部）東海地区予選

第29条 出場資格

本連盟登録選手に限る。申込み後の選手変更は認めない。

第30条 ルール

現行の日本卓球ルールを用いる。ただし、タイムアウト制度は採用しない。

第31条 無条件出場

以下の者は地区予選に出場せず無条件でオール西日本に出場できる。

- 1.（大会推薦）大会が規定する無条件出場に該当する者
- 2.（東海学連推薦1）当該年度東海学生卓球選手権大会男女シングルスベスト16
- 3.（東海学連推薦2）当該年度東海学生卓球新人大会男女シングルス優勝者
- 4.（東海学連推薦3）前年度東海学生卓球各部別大会男女1・2部シングルス優勝者、男女3・4部シングルス優勝者
- 5.（東海学連推薦4）前年度東海学生卓球チャレンジカップ男女シングルス優勝者
6. 当該年度学連幹事で理事長が推薦する者（2名）

第9章 附則

第32条 本施行細則は2021年4月1日よりこれを改正する。